

閲覧用

平成27年 第6回

神崎市農業委員会総会議事録

平成27年6月4日

神崎市農業委員会

平成27年 第6回神埼市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月4日(木) 9時30分 開会

2. 開催場所 神埼市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 31名 欠席委員 6名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	欠	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	欠	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	欠	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	欠
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

20番 馬場 英征 委員 21番 服巻 玉美 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の証明願 について	2件
議案第4号	あっせん委員の指名について	4件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	1件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	20件
議案第7号	農振除外申請に伴う事前審査について	3件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

5. 説明のため出席した職員

農業委員会事務局職員

事務局長 大隈 豊文

農政農地係長 山口 秀利

農政農地係主査 有馬 靖子

農政水産課職員

農政企画係長 平 義孝

農政企画係主事 別府 卓馬

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、お忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

事務局長

それでは、平成27年第6回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

改めましておはようございます。

平坦地に於いてはですね、もうすでに麦の収穫もほぼ、もうほとんど終わっていると言うことで、現在においては一段落されている状況であろうかと思えます。

山間部においてはですね、今、田植えの最中又は終わっているところもあろうかと言うふうに思います。

これからも、また機械等を使っての作業が続くかと思えますので、くれぐれも農業機械の作業に当たっては、注意をして頂くよう是非お願いをしたいと言うふうに思います。

私は、5月28日に、東京、日比谷公会堂で開催されました全国農業委員会会長大会に参加をさせていただきました、もちろん県内の市、町の農業委員さんと一緒であります。

いちおう、日比谷公会堂で大会がありまして、この大会の中でも、主に農業委員会の制度改革の問題が質問され、質問に対して、執行部がなかなか返答できないような状況も一時ありましたが、現在、国会のなかで審議されている中において執行部としてもこのままいかざる得ない状況のようであります。

大会終了後ですね、私達は二班に別れまして、地元の国会議員さんに、要望書のお願いをしてきたところであります。

一つは。農業委員会制度の確立、これをしてほしいということで、スムーズな次の農業委員さんにつなげるような農業委員会改革をしてほしい。

そして、もう一つは、T P P交渉に於いては、すでに国会決議されているわけですが、その遵守をしてほしいということで要請をしてきたところです。

私達、新たな農業委員会制度の国会審議は、七月～八月中旬頃までにはだいたいの見通しがつくのではないかと思います。

私達は、来年三月が任期でございます、したがって、次の選任制に改めるからには条例の改正、また規則を市、町で作らなければいけないわけでございます、最低でも12月までには、その条例・規則等を作らないと支障が出るのではないかと、スムーズな流れになっていかないのではないかとされています。

したがって、なるべくスムーズに次の農業委員さんに繋げるようなことでしてほしいと思っています。

以上、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から、平成27年第6回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は31名となっております。

欠席届の方が、2番森委員、5番中島委員、7番小淵委員、11番志岐委員、12番佐藤委員、36番井田委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長にお願いをいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、20番馬場英征委員さんと21番服巻玉美委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長をご指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の証明願ひについて	2件
議案第4号	あっせん委員の指名について	4件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	1件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	20件
議案第7号	農振除外申請に伴う事前審査について	3件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

以上でございます。

議 長

それでは、申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

これは、農地転用許可後に他の事業者などに事業計画を変更して承継する場合には、この変更承認申請が必要となるためです。

○受付番号1番

申請地所在：神埼町○○^{ひとふで} 田1筆、^{よんふで}田4筆 ^{ごふで}合計5筆の361㎡

申請理由：当初計画者が『転用事業者が事業を遂行できない理由』としては、「子供達の住宅として計画しましたが、同居していて、必要がなくなったため。」ということです。

また、事業継承者が『変更後の転用事業が緊急な理由』としては、「申請地は駅に近く環境も良く、賃貸用共同住宅用地として適しているので、土地の使用貸借権の設定により建設を計画し、本年度中に完成したいため。」ということです。

申請人は、当初計画者：神埼郡吉野ヶ里町○○

事業継承者：同住所の ○○

申請地には、佐賀県より平成16年3月29日付けで、農地法第4条及び第5条に基づく一般住宅への転用許可指令がなされていました。

施設の用途は、賃貸用共同住宅、駐車場などで361㎡です。

事業費は建設費など総額○○千円で、資金は同額全て借入金です。

転用着工は平成27年7月1日、工事完了は平成27年10月30日の予定です。

受付番号1番の申請は、使用貸借権の設定です。

農振除外の決定は平成23年12月19日

農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」となっております。

位置図などについては、7ページから9ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関発行の融資証明書となる資料が提出さ

れています。また、信用については土地利用計画図、建築平面図、見積書などが提出されていて問題はないと思われま

す。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などについてはありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可等の他法令に関する行政庁との協議については、該当するものはありません。

農地以外の土地の利用については、該当するものはありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われま

す。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枘から敷地内の排水溝を経由して道路側溝へ排水し、また、汚水などは公共下水道へ接続する計画です。

また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、神崎市教育委員会より「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法第93条に基づく届出などの手続きは必要ない地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区であります。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

転用事業者が親子間で継承されたこと、転用の目的が一般住宅建設から賃貸用共同住宅へ変更されたということで、私も現地を確認するとともに区長さん、生産組合長さんにお会いして話を伺いましたが、周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来すことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えておりますが、ご審議をよろしくお伺いします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

(申請者退室)

議 長

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は承認することとし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町〇〇の他2筆 合計354.20㎡

申請理由：「譲渡人は譲受人の伯父で、譲渡人には農地を引き継いで耕作する者がおりません。申請地は駅に近く環境も良く、賃貸用共同住宅用地として適しているので、土地を譲り受けて建築を計画しました。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市神埼町〇〇

譲り受け人：神埼郡吉野ヶ里町〇〇

施設の用途は、賃貸用共同住宅、駐車場などで354.20㎡です。

事業費は整地費、建設費など 総額〇〇千円で、資金は同額全て借入金です。

転用着工は平成27年7月1日、工事完了は平成27年10月30日の予定です。

受付番号1番の申請は、贈与による所有権の移転です。

農振除外の決定は平成23年12月19日

農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」です。

位置図などについては7ページと10ページ、11ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については、金融機関発行の融資証明書となる資料が提出されています。信用については土地利用計画図、造成計画縦横断面図、建築物平面図、見積書などが提出されていて、問題はないと思われま

す。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課に申請された道路法第24条道路工事承認願書の写しが提出されています。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われま

す。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枘や新設する道路側溝を経由して水路へ排水し、また汚水などは公共下水道へ接続する計画です。また、区長さんと、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、

神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法第93条に基づく届出などの手続きは必要のない地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

ひきつづき、議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区であります。

申請内容につきましては、ただいま事務局から説明のとおりです。

先ほど、意見を申し上げた、第1号議案の受付番号1番の隣接地で同じような転用目的や内容であります。

地区担当委員としての意見や確認等も同じであります。

また、地区からも周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。私も、特に支障はないと考えておりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。

議 長

本案につきましても、農業委員会に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限を適用することにしましたので、ご了承をお願いいたします。

議 長

受付番号2番を議題といたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地の所在：千代田町〇〇 田の408㎡です。

申請理由 「現在、申請地に隣接する実家で両親と同居していますが、今年7月に第二子を出産予定で手狭となるため、申請地を譲り受けて一般住宅を建築し、今後も両親とともに農業を継続したい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市千代田町〇〇

譲り受け人：同住所の 〇〇

施設の用途は、一般住宅、駐車場、通路他で408㎡です。

事業費は、整地費、建設費などで 総額〇〇千円で、資金は自己資金〇〇千円、借入金〇〇千円で、総額と同額です。

転用着工は平成27年7月6日、工事完成は平成27年12月20日の予定です。

受付番号2番の申請は、贈与による所有権の移転です。

農振除外決定は平成27年5月15日

農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」となっています。

位置図などについては12ページから14ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関などより融資証明書となる資料と残高証明書が提出されています。信用については土地利用計画図、造成計画縦横断面図、建築物平面・立面図、見積書などが提出されていて、問題はないと思われます。

仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課に申請された河川占用申請書の写しが提出されています。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枘、U字溝を経由して用水路へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置して用水路へ排水する計画です。

また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法第93条に基づく届出などの手続きは必要ない地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、議案第2号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺農地への営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

質疑もありませんので、採決をしたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いします。

(〇〇番〇〇委員入室)

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号、農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の規定による証明願いについてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の証明願いについて説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町○○ 田の196㎡

申請理由 「大型農機具を導入する際に既存の納屋では格納できなかったため、申請地に農業用倉庫などを建設しましたので承認願います。」ということです。

申請人は、神崎市神埼町○○

施設の用途は、農業倉庫などの設置で196㎡です。

事業費及び資金並びに着手、完成時期については、既に建設済みの案件です。

農振除外決定は平成23年12月19日

農地区分は第2種農地で、農業用施設の2a未満の申請となります。

位置図などについては15ページから17ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については既に建設済みですので提出はありません。

信用については建設済みですが土地利用計画図などが提出されていて、問題はないと思われま

す。

仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、該当するものではありません。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われる

ます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は地下浸透や自然流下により隣接する自己所有農地へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障なし」神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法第93条に基づく届出などの手続きは必要のない地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、議案第3号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇でございます。

第3号議案の受付番号1番については、私の担当地区です。申請内容については、ただいま事務局の方から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにお会いいたしまして話を伺いましたが、既に農業用倉庫などを建設されていますが農業用施設として適切に管理されており、これによって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されているところです。

私も、特に支障はないと考えておりますが、委員会のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の規定による証明願い、受付番号1番について、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地の所在：神埼町○○ 田の206㎡のうち165.57㎡

申請理由 「申請地は自宅に隣接して水管理がしやすく、以前から苗代として使用していましたので、更なる農作業の効率化を図るため苗代施設を設置します。」ということです。

申請人は、神崎市神埼町○○

施設の用途は、苗代施設の設置で165.57㎡です。

事業費は建設費など○○千円で、資金は同額全て自己資金です。

転用着工は、今年の作付け作業より使用したいとのことで事前着工の申し出がありましたので、現地の状況を着工前に確認し了承しました。着工が平成27年5月10日、工事完了は平成27年5月30日の予定でしたが、既に完了しています。

農振除外決定は平成23年12月19日

農地区分は第2種農地で、農業用施設の2a未満の申請となります。

位置図などについては18ページから20ページに添付しています。

資力及び信用ですが、既に建設済みとなっております、土地利用計画図が提出されて

います。

仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可など他法令に関する行政庁との協議については、排水路設置に係る河川事務所との協議、許可申請が神崎市建設課を通じて行われています。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われるます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などは新設排水路により隣接の水路へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、問題はないと思われまます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障なし」、神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法第93条に基づく届出などの手続きは必要ない地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、議案第3号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第3号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用目的は農業用施設の設置ですので、これによって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、委員会のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんで、ございました。

(申請者退室)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の規定による証明願、受付番号2番について、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、証明することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。

議案第4号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第4号 あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望地所在 千代田町〇〇 田 7,200 m²

申し出理由は、「財産処分の為」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P 21 につけています。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名いたします。

土地の所在は、千代田町〇〇でございます。〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、二人をご指名いたします。

宜しく願いいたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 売渡し希望地所在 千代田町〇〇 田 1,460 m² 申し出理由は、「財産処分の為」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P22 につけています。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員2名指名したいと思います。

さきほどの件と同様、千代田町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人をご指名いたしたいと思います。
宜しく願いいたします。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】
受付番号3番 売渡希望地所在 神埼町〇〇 田 2,522 m²、畑 781 m²
申し出理由は、「農地耕作が困難な為」ということです。
申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。
位置図は、P23、24、25につけています。
以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。
あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員2名指名
したいと思います。
土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の
「〇〇委員さん」の二人をご指名いたしたいと思います。
ご異議ございませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番の〇〇です。

議 長

〇〇番の〇〇委員さん

〇〇番〇〇委員

〇〇番の〇〇でございます、あっせん委員に指名されましたが、今回の事案について
は、売り手と買い手の売買価格の折り合いが、付きにくいと思います、付かなかった場
合、どのように対処したらよいですか。

議 長

事務局、回答をお願いいたします。

事務局

売り手と買い手の売買価格の折り合いが付かず、売買が成立しなかった、事例もあります。

あっせん業務は、農業委員の業務となっていますので、お引き受けくださるようお願いいたします。

議 長

〇〇委員さんよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

わかりました、そういうことであれば、お引き受けいたします。

議 長

ほかに、異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人をご指名いたしたいと思います。

宜しくをお願いいたします。

議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 売渡希望地所在 神埼町〇〇 田 3,285 m² 申し出理由は、「農地耕作が困難な為」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P26につけています。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員2名指名したいと思います。

土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人をご指名いたしたいと思います。

宜しく願いいたします。

議 長

次に、議案書の6ページをお開き頂きたいと思います。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）について を議題といたします。

受付番号1番は、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第5号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号1番です。平成27年5月にあっせん委員を決定し、調整の結果買受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在 神崎市神埼町〇〇

神崎市神埼町〇〇

神崎市神埼町〇〇

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。買受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第6号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

(起立) 農政水産課の別府と申します。

着席して説明させていただきます。(着席)

農政水産課

【議案第6号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

(起立) 農政水産課の別府と申します、よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 17 条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法 18 条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の 1 ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町^{まち} 再設定 1 件 計 1 件

内訳は田(でん) 1 筆^{ふで} 3, 915 m²

千代田町^{ちよだちょう} 新規 6 件 再設定 13 件 計 19 件

内訳は田(でん) 44 筆 91, 475.09 m²

神崎市 合計 20 件

内訳は田(でん) 45 筆^{ふで} 95, 390.09 m²となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたします。

2 ページをお開き頂きたいと思ひます。

議案第 6 号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の 2 ページの受付番号 1 番を審議いたします。

農政水産課から説明をお願ひいたします。

農政水産課

【議案第 6 号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の 2 ページの 神埼町 再設定 1 番の申し出について説明します。

田（でん）1筆 3, 915㎡ となっております。

左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、現在の経営面積、利用権設定をする者の住所、氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第6号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の3ページの受付番号1番から6番までを一括して審議いたします。

提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの 千代田町^{ちょう} 新規 1番から6番までの申し出について説明し

ます。

設定する内容は、田（でん）12筆 29, 937㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第6号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の4ページの受付番号1番から5ページの受付番号13番までを一括して審議いたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの 千代田町 再設定 1番から5ページの13番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田（でん）32筆 61, 538.09㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

ます。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番の〇〇です。議案第6号の千代田町の利用権再設定の10番から12番の〇〇さんの現在の経営面積が0になっているんですが、何故か、教えてください。

議 長

農政水産課の説明をお願いいたします。

農政水産課

今の質問にお答えします、〇〇につきましては、現在の経営面積は0となっています。

議 長

農政水産課、設立月日等、現在の状況等経過の説明をお願いします。

農政水産課

お答えします、〇〇の法人設立年月日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

法人を設立して間もないため、現時点で法人が利用権を設定した農地がないため経営面積が0となっています。

今回の利用権設定により、法人として、はじめて農地の耕作権を持つことになります。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

どうして相対で利用権設定をしているんですか、どうして中間管理事業を通さないのですか。

農政水産課

お答えします、〇〇については、現時点では、中間管理事業の活用は行っていませんが、今後、中間管理事業に取り組む予定です。

議 長

〇〇委員さんよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

わかりました、ありがとうございます。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

〇〇委員の家族と書いてありますが、〇〇さんが代表理事となっていますが、〇〇さんは、〇〇委員で、〇〇に入っているため、そういう関係で〇〇委員家族とかいてありますか。説明をお願いいたします。

議 長

農政水産課、説明をしてください。

農政水産課

お答えします、〇〇委員さんの息子さんが、〇〇になられていますので、〇〇委員の家族と記載しています。

議 長

〇〇委員さんよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

わかりました、ありがとうございます。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

現在の経営面積が、0なのになんで再設定なんですか。

議 長

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

今の質問にお答えします、再設定、新規というのは、農地が1年以内に利用権設定がなされていた土地については、耕作者が替わろうとも、1年以内に利用権が設定されていれば、再設定となります。

議 長

〇〇委員さんよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

わかりました、ありがとうございました。

議 長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

ほかに質疑もありませんので採決をいたします。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

議 長

はい、ありがとうございます。賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

議 長

次に、別冊の議案第7号、農振除外申請に伴う事前審査について、を議題といたします。

それでは、議案第7号、農振除外申請に伴う事前審査、1ページの受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第7号、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平と申します。

議案第 7 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

1 ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町 2 件、千代田町 1 件の計 3 件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1 番は神埼町〇〇の分家住宅及び宅地進入路として、畑 1 筆で面積 6 8 6 m²となっております。

2 番は神埼町〇〇の農家住宅（〇〇に伴う住宅移転）として、田、1 筆で面積 5 3 1 2 m²の一部として 1 0 0 0 m²となっております。

3 番は千代田町〇〇の共同〇〇として、田、1 筆で 5 6 5 1 m²の一部として面積 9 5 5 m² となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

議 長

質疑もありませんので、議案第 7 号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を添えて回答することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第7号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議をおわります。
農政水産課の皆さん、ご苦労さんでございました。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番の報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページに記載しております、受付番号1番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

受付番号1番 土地の所在 千代田町〇〇 田 1,549 m²

なお、貸し人借り人の氏名住所等については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第6回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
大変、ありがとうございました。

11時10分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年6月4日

神崎市農業委員会

会 長 _____

20番 委員 _____

21番 委員 _____